

# 取締役の監視義務と信頼の原則

論

伊勢田 道 仁

説

## 1. はじめに

### (1) 問題の所在

会社法において、取締役は、善良なる管理者の注意をもって、他の取締役の職務執行が適正に行われるように監視する義務を負っており、それを怠れば、会社に対する責任および第三者に対する責任を免れないことが、一般に承認されている。しかし、今日の中規模以上の会社においては、経営が高度に専門化し、取締役の業務執行も複雑に分化していることから、上記のような取締役の監視義務が厳格に要求されると、時間および情報が限られ専門的能力にも限界がある取締役にとっては過酷な結果となりかねない。

取締役に対し、会社のすべての業務執行について自ら具体的な実施状況の確認をなすべきことを要求するのは非現実的であるから、当然に、他の取締役や従業員などに対する信頼が認められなければならない。このような考え方は、信頼の原則または信頼の権利（抗弁）と呼ばれ、従来から取締役の善管注意義務違反の審査に当たり実務上考慮されてきた法理である。

最近の代表的な会社法教科書では、同原則に言及するものが多い。たとえば、田中亘教授は、次のように記述している。

「通常、会社の業務は、業務執行取締役や使用人の間で分担されている。その場合、各取締役は、他の取締役または使用人が担当する業務について

は、その内容につき疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、適正に行われていると信頼することが許され、仮に当該他の取締役または使用人が任務懈怠をしたとしても、監視義務違反の責任は負わない。これを信頼の原則または信頼の権利という<sup>(1)</sup>。」

しかし、信頼の原則にあまり強力な効果を認めると、会社の不正な業務執行をチェックするという監視義務の意義を没却することにもなりかねない。そのため、同原則の意義や適用条件の解明が不可欠であるが、現在まであまり詳しい研究がなされていないようである。同原則がもつ重要性に鑑みれば不思議なことであり、検討が急がれるべきである。

ところで、取締役の他者に対する信頼を保護するという考え方は、監視義務違反が問題となる場面だけではなく、経営判断の誤りが問題となった場面においても適用される。判例では、金融機関の不当な融資案件について、取締役の部下に対する信頼が問題になった事例が複数見られる。たとえば、大規模銀行が行ったりゾート・プロジェクト融資案件が不良債権化した事案について、東京地方裁判所は次のように述べている。

「専門知識と能力を有する行員を配置し、融資に際して、営業部門、審査部、営業企画部などがそれぞれの立場から重畳的に情報収集、分析および検討を加える手続が整備された大銀行においては、取締役は、特段の事情がない限り、各部署において期待された水準の情報収集・分析・検討が誠実になされたとの前提に立って自らの意思決定をすることが許されるというべきである<sup>(2)</sup>。」

他のいくつかの判例も同様の見解を示しており<sup>(3)</sup>、学説も基本的に判例の

---

(1) 田中亘・会社法〔第2版〕(2018) 270頁。

(2) 東京地判平成14年4月25日判例時報1793号140頁（日本長期信用銀行初島事件第一審判決）。

(3) 大阪地判平成13年5月28日金融・商事判例1125号30頁（大和信用組合2(654) 法と政治 69巻4号（2019年2月）

立場を支持するものが多い。<sup>(4)</sup>これに対して、神吉正三教授は、業務執行における信頼の原則について検討した論文の中で、取締役の部下に対する信頼に関しては、わが国の稟議制度および従業員出身取締役などを前提とすれば、取締役の側から信頼の原則を持ち出す必要性の程度は基本的に低い<sup>(5)</sup>のではないかと主張している。このように、業務執行の決定における信頼の原則とは、弁護士など専門家に対する信頼について適用されるほか、部下から得られた情報の正確性をあえて確認する必要があるかどうか、という問題として現れる。

したがって、経営判断の誤りが問題となる場面と、監視義務違反が問題となる場面とでは、信頼の原則の内容が異なっていることが明らかである。

## (2) 本稿の課題と分析方法

そこで本稿では、監視義務違反が問題となる場面に検討の対象を絞り、

---

事件第一審判決)、地判平成14年7月18日判例時報1794号131頁(日本長期信用銀行イ・アイ・イー第一次訴訟第一審判決)、など。判例によれば、①社内にとり締めの意思決定を支援するための適切な体制が構築されていること、②体制の不備を疑うような特段の事情が存在しないこと、が経営判断の誤りが問題となる場面における信頼の原則の前提条件であるいえる。

(4) 神崎克郎「銀行の取締役が融資の決定をする際の善管注意義務」金融法務事情1492号(1997)76-79頁。また、江頭憲治郎教授は、その教科書において取締役の信頼の保護について、「取締役が業務執行の際どの程度の情報収集・調査等を行えばよいか問題であるが、弁護士・技師その他の専門家の知見を信頼した場合には、当該専門家の能力を超えると疑われるような事情があった場合を除き、善管注意義務違反とならない。また、他の取締役・使用人からの情報等については、とくに疑うべき事情がない限り、それを信頼すれば善管注意義務違反にならないのが原則である」と述べている。江頭憲治郎・株式会社法〔第7版〕(2017)471頁注2。

(5) 神吉正三「取締役の『信頼の権利』に関する一考察」流経法学2巻2号(2003)1-62頁。

信賴の原則に関して、以下の問題を解明することを試みたいと思う。すなわち、①同法理は本当に存在するのか、②存在するとすればその根拠は何か、③その体系的な位置づけ、④どのような条件があれば認められるのか(認められないのか)、という問題である。

とりわけ、内部統制システムとの関連において、信賴の原則の適用関係を検討することにしたい。

本稿では、やや異例ではあるが、次のような研究方法を用いた。すなわち、取締役の「信賴の権利(right of reliance)」はアメリカの会社判例法において早期から認められてきたものであり、これについては詳細な先行研究がある<sup>(6)</sup>。しかし、監視義務違反が問題となっている場合については、アメリカにおける会社組織は日本とは異なっている点が多く、単純な比較は難しい。そこで本稿では、外国法研究は行わず、わが国の会社法の判例および学説に加えて、刑法上の議論を参照することにしたい。なぜ刑法上の議論を参照するかといえば、信賴の原則についての判例・学説の蓄積があること、対象となる事実関係がほぼ同じであること、同原則の正当化根拠や適用の前提条件について刑法の議論が参考になること、などがその理由である。もちろん、刑法独自の法解釈の特色には十分留意したつもりである。以下では、刑法における信賴の原則の根拠、適用範囲について概観した後、会社法における信賴の原則について、わが国の判例および学説を素材として検討をする。

### (3) 名称の問題

なお、名称の問題についても付言しておきたい。本稿の検討対象となる法理については、これまでアメリカ法に習い「信賴の権利」と呼ばれるこ

---

(6) 畠田公明・コーポレートガバナンスにおける取締役の責任制度(2002) 40-78頁。

とが多かったが、本来、信賴の原則あるいは信賴の権利のいずれの名称が適切なのだろうか。この問題は同法理の性質に関係していると思われる。すなわち、取締役が他者を信賴したことが強力な免責（抗弁）事由となり得ると考えるのであれば、それは「権利」と呼ぶべきものであろうし、そうではなく、善管注意義務違反の有無を審査するための要素にすぎないと考える場合には、基本的に信賴が考慮されるという意味での「原則」である。実は、アメリカにおいても、取締役の信賴の権利と呼ばれているものは権利性をもった絶対的な免責事由ではなく、注意義務違反認定の一要素と考えられている。<sup>(7)</sup> 後述するように、日本法においても同様である。そうすると、刑法の領域と同様、この法理は「原則」と呼ぶのが妥当であろう。取締役には他者を信賴する「権利」があるという会社実務上の誤解を避けるためにも、筆者としては信賴の原則という呼称を使用することにしたい。

## 2. 刑法における信賴の原則<sup>(8)</sup>

### (1) 概説

過失犯における信賴の原則は、もともとドイツ刑法の判例および学説によって形成・発展させられた法理である。日本においては、学説によって同法理が紹介され、昭和40年代に鉄道事故について最高裁がこれを初めて採用したとされる。<sup>(9)</sup> その後、交通事故における運転者の過失の認否に関

---

(7) 島田・前掲書45頁および49-50頁を参照。

(8) 本稿で参照した刑法上の信賴の原則に関する資料としては、西田典之ほか編・注釈刑法(1)(2010)580頁〔上寫一高〕、大塚仁ほか編・大コンメンタール刑法(3)〔第3版〕(2015)335頁〔神山敏雄〕、橋爪隆「過失犯の構造について」法学教室409号(2014)110頁、118頁以下、深町晋也「信賴の原則について」神山敏雄先生古稀祝賀論文集(1)(2006)115頁、などがある。

(9) 最判昭和41年6月14日刑集20巻5号449頁。

して判例で多く用いられるようになり、刑法学界においても盛んに議論された。医療事故や建設事故における過失認定についても信頼の原則の適用範囲は拡大した。このように、日本の判例・学説において信頼の原則は急速に定着していったのである。

しかし、昭和50年代以降は、交通事故問題が一段落したことにも関係して、信頼の原則は学説であまり論じられなくなり、同法理を適用した判例もほぼ見当たらなくなった。最近では、ホテル火災事故を契機として、管理過失・監督過失との関連において、信頼の原則が再び議論されている。

## (2) 信頼の原則が適用された判例

### (a) 交通事故の事例

#### <事実の概要>

交通整理の行われていない交差点において、右折の途中、交差点の中央付近で一時的にエンジン停止を起こした自動車が、再びエンジン始動し、左側方の安全のみ確認して時速5キロメートルで右折進行を始めたとき、右側方から被害者がオートバイを運転して近づいてくるのを認識せずに、約5メートルの距離まで接近したときに初めて気付き、急停車したがおおよばず、衝突して被害者に傷害を与えた。

#### <判旨>

「本件のように、……自動車が、再び始動して時速約5kmの低速（歩行者の速度）で発車進行しようとする際には、自動車運転者としては、特別な事情のない限り、右側方からくる他の車両が交通法規を守り自車との衝突を回避するため適切な行動に出ることを信頼して運転すれば足りるのであって、本件被害者の車両のように、あえて交通法規に違反し、自車の前面を突破しようとする車両のあり得ることまでも予想して右側方に対する安全を確認し、もって事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務は

ないものと解するのが相当」である。<sup>(10)</sup>

<コメント>

自動車事故において明確に信頼の原則が適用されることを示した有名な最高裁判決である。車両対車両の関係においては、原則として、他の車両が交通法規に従って運転することを信頼することができ、違法な運転行為までも予想して対応をとる必要はないことを明らかにした。このように、信頼の原則は刑法上の過失の有無が問題となる事案において行為者の注意義務違反を否定するものである。

(b) 医療事故の事例（北大電気メス事件）

<事実の概要>

北大医学部付属病院で行われた動脈管開存症患者（当時2歳半）の手術に際して、手術自体は成功したが、手術に用いられた電気メスのケーブルを介助看護師が誤接続したため、患者の右下腿部に重度の熱傷が生じ、そのため同下腿部の切断のやむなきに至った。手術に当たった執刀医Aと介助看護師Bが起訴され、Bには過失傷害罪が認められたが、執刀医Aは無罪となった。

<判旨>

「本件の場合、チームワークによる手術の執刀医として危険性の高い重要な手術を誤りなく遂行すべき任務を負わされたAが、その執刀直前の時点において、極めて単純容易な補助作業に属する電気手術器のケーブルの接続に関し、経験を積んだベテランの看護婦であるBの作業を信頼したのは当時の具体的状況に徴し無理からぬものであったことを否定できない。……前述のとおり、ケーブルの誤接続のありうることについて具体的認識を欠いたことなどのため、右誤接続に起因する傷害事故発生の予見可能性

---

(10) 最判昭和41年12月20日刑集20巻10号1212頁。

が必ずしも高度のものではなく、手術開始直前に、ベテラン看護婦である B を信頼し接続の正否を点検しなかったことが当時の具体的状況のもとで無理からぬものであったことにかんがみれば、A がケーブルの誤接続による傷害事故発生を予見してこれを回避すべくケーブル接続の点検をする措置をとらなかったことをとらえ、執刀医として通常用いるべき注意義務の違反があったということはできない<sup>(11)</sup>」

<コメント>

本事案は、執刀医 1 名、手術助手 3 名、麻酔医 2 名、介助看護師 3 名の合計 9 名の医療チームによる手術であった。それぞれの役割分担が明確になされており、執刀医としては自らの職務に専念すべき状況であったこと、B はベテランの看護師であったこと、ケーブルの誤接続による傷害事故の発生が予見が困難であったことから、A にケーブル接続の点検をする注意義務はないものとした。しかし、チーム医療の場合には常に信頼の原則が働き、担当医師には過失責任が及ばないというわけではない。役割分担が明確に特定していない事項や、ミスに気付きうる状況が存在した場合には、担当医師に結果回避義務が生じることがありうる。<sup>(12)</sup>

(c) 火災事故の事例（大洋デパート事件）

<事実の概要>

営業中のデパート 2 階から 3 階への階段上がり口付近で原因不明の火災が発生し、家裁は 3 階店内に侵入し、さらに、3 階から 8 階までの各階に燃え広がってそれらの階をほぼ全焼したが、火災に際して、従業員らによ

(11) 札幌高判昭和 51 年 3 月 18 日判時 820 号 36 頁。

(12) その後、患者を取り違えて手術をした業務上過失傷害の事案につき、患者を取り違えた看護師に加え、麻酔導入の前後に十分な同一性の確認措置をとらなかった麻酔科医師に過失が認められた。最判平成 19 年 3 月 26 日刑集 61 卷 2 号 131 頁。



る火災の通報が全くなされず、避難誘導もほとんど行われなかったために、多くの従業員、客らが逃げ場を失い、無理な脱出を余儀なくされるなどして、一酸化炭素中毒、転倒、転落等により死傷者が多数生じた。デパート経営会社の代表取締役A（のちに死亡）、常務取締役Bのほか、取締役人事部長C、3階の売り場課長D、従業員Eが業務上過失致死傷罪で起訴されたが、最高裁は、原判決を破棄して、C、D、Eについて無罪とした。

<判旨>

「取締役は、商法上、会社に対し、代表取締役の業務執行一般について監視し、必要があれば取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職責を有しており、会社の建物の防火管理も、右監視の対象となる業務執行に含まれるものである。しかしながら、前記のとおり、一般に会社の建物について防火管理上の注意義務を負うのは取締役会ではなく、代表取締役であり、代表取締役が自らの注意義務の履行として防火管理業務の執行に当たっているものであることにかんがみると、たとえ取締役が代表取締役の右業務の執行につき取締役会において問題点を指摘し、必要な措置を採るべく決議を促さなかったとしても、そのことから直ちに右取締役が防火管理上の注意義務を怠ったものということとはできない。取締役としては、取締役会において代表取締役を選任し、これに適正な防火管理業務を執行することができる権限を与えた以上は、代表取締役に右業務の遂行を期待することができないなどの特別の事情のない限り、代表取締役の不適正な業務執行から生じた死傷の結果について過失責任を問われることはないものというべきである。」<sup>(13)</sup>

<コメント>

本件において、従業員であるDおよびEについては、法的に防火管理の

---

(13) 最判平成3年11月14日刑集45巻8号221頁。

職責（作為義務）を負うものではないとされた。また、取締役Cについては、会社法上の監視義務を負う取締役会のメンバーではあるけれども、防火管理につき包括的な権限と義務を有していたのは代表取締役Aであることから、Aが適正な防火管理業務を遂行する能力を欠いているなど特別の事情がないかぎり、Aに対して防火管理上の注意義務を履行するように意見を具申することを含め、結果回避義務があるとはいえないとされた。会社法の場合であれば代表取締役に対する監視義務違反の責任が問われる可能性が高いケースと考えられるが、謙抑性が要求される刑法の場合においては、信頼の原則が強力に働くことを示す一例といえよう。

### （3）信頼の原則の正当化根拠

刑法学説においては、信頼の原則が正当化される根拠について興味深い議論がある。<sup>(14)</sup>

まず、道路交通上の義務が確実に遵守されることを動機付けるために、義務を遵守した者には免責という報奨を与える一方で、かかる義務を遵守しない者に対しては不利益を課すべきであり、それを示すのが信頼の原則であるという「報奨・制裁説」、および、自ら交通法規違反をしておきながら他人は交通法規をしないでであろうと信頼することを許すのは正義公平に反するから、信頼の原則が適用される行為者の行為には社会的避難の色彩がない（すなわち社会的に相当な行為である）ことが要求されるとする「クリーンハンズの原則に立脚する説」がみられた。しかしながら、前者に対しては被害者の自己保護義務の承認につながるという批判があり、後者については具体的な適用基準を示すことができないという難点があり、現在ではこれらの説の支持はほとんどみられない。

---

(14) 以下の記述は、深町・前掲注(8)115頁以下を参考にした。

刑法学説において、信賴の原則の正当化根拠として最も有力に主張されているのは、いわゆる「許された危険説」である。この説にはさまざまなヴァリエーションがあるが、大別すると、①行為の有用性と行為の危険性を比較衡量するアプローチと、②行為者の行為自由に依拠するアプローチに分けられる。前者の比較衡量アプローチでは、行為の有用性と行為の危険性との衡量の帰結として国家があらかじめ示した一定の範型（いわゆる特別規範）を想定し、問題となる事案がその範型に属するか否かによって当該行為が許容されているか否かを判断するという枠組みが一般化している。たとえば道路交通法はこのような比較衡量の結果を示した特別規範であり、この規範を遵守して行われた運転行為については一定の危険性を含むものであっても社会的に許容されているとする。しかし、この見解によれば、相手方が義務違反的に行為する具体的徴候がある場合には、特別規範で想定されているよりも大きな危険が生じているため、特別規範を遵守するだけでは不十分であり、行為の有用性と危険性との衡量のみでは説得的な説明になっていないと批判されている。これに対して、後者の行為自由に依拠する見解は、自由な法秩序において承認されている行為自由と行為自由を認めることによって促進される社会的に有用で法的に価値があると認められる活動とが信賴の原則を基礎付ける根拠であるとする。しかし、この見解に対しても、想定されている行為自由の内容が必ずしも明らかではなく、生命・身体といった法益に比肩するほどの価値を行為自由に見出すことはできないという批判が加えられている。このような批判に対応するために、行為自由の内容をより抽象化する試みもなされており、たとえば、不真正不作為犯の場合と同様に、過失犯においても行為者に当該行為を差し控えさせることが行動の自由の重大な制約を意味する場合には当該行為を差し控えさせることはできないとする見解が主張されている。これによると、もはや行為の危険性と行為自由・行為の有用性が比較衡量さ

れるのではなく、より一般的・抽象的に、当該活動の継続をおよそ断念させられることがないような行為様態のうち、最も危険性の低い行為であれば許容されることになる。

また、「自己答責性論」とよばれる見解は、行為者ではなく、相手方の規範遵守的行動に重点をおくものである。すなわち、自由な法秩序を構成するすべての者は答責的なメンバーとして扱われ、各々は自分の行動に対してのみ責任を負い、原則として他者が義務違反的行動をとることを想定して行動する必要はないとするのである。その理由は、そのような義務違反的行動を想定した行動を強いられるとすれば、自己の行為自由はほとんど否認されてしまうからである。そして、信頼の原則とは、このような自己答責性の表れであって、行為者が相手方の義務違反的行動を想定して行動する必要がないという意味で、他者の適切な行動を信頼できるとするものである。しかし、この見解に対しては、車両の運転者ほど強い規制が課せられていない歩行者に対しても答責的たるべきとの前提を採用することは被害者の自己保護義務を承認することにもなりかねないとか、わが国の法体系や社会の現状を無視してあまりに強い規範的要請をするものであるという批判がされている。

さらに最近では、信頼の原則において核心となるのはなぜ相手方が適切な行為をとることを信頼しうるかという点にあり、これは相手方に対する規範的期待ではなく事實的期待であって、信頼の原則において問題とされている「信頼の相当性」とは相手方が義務違反的行動に出ないことが相当であるという相当因果関係の問題にほかならないとする見解も主張されて<sup>(15)</sup>いる。この見解によれば、信頼の原則は理論的には相当因果関係の問題であるため、その適用範囲は道路交通分野に限定されず、あらゆる領域にお

---

(15) 深町・前掲注(8)125頁。

いて適用可能であることになる。

#### (4) 法体系的位置づけ

周知のように、刑法学説においては違法性の実質についての結果無価値と行為無価値の立場があり、過失犯について、前者は客観的予見可能性を重視する（修正）旧過失論の立場をとり、後者は予見可能性があることを前提として結果回避義務の内容に重点をおく新過失論の立場をとる。

まず、結果無価値論は、かつて、過失犯について、十分に注意をしていれば結果の発生が予見可能であったにもかかわらず漫然と構成要件の事実を惹起させた行為者の不注意な心理状態を過失の本質として理解する旧過失論に立っていた。しかし、このような立場からは構成要件や違法性という客観面において過失犯を限定できず、刑法の抑止機能の観点からは問題があるという批判を受けて、現在では、過失行為を法益を侵害する実質的に危険な行為としてとらえる修正旧過失論を採用する。そして、信賴の原則の体系的な位置づけについては、相手方の不適切な行動については事実上予見不可能な場合が多いという理解を出発点として、これを責任要件における予見可能性の有無の判断の基準として位置づける。すなわち、信賴の原則は、被害者または第三者が適切な行動をすることを信賴するのが相当な事情が認められる場合に限って、それを信賴することが許されるという原則に過ぎないのである。

つぎに、行為無価値論は、過失行為を構成要件および違法性の次元で結果回避義務違反としてとらえ、信賴の原則は結果回避義務違反を軽減する法理として位置づけてきた。行為無価値論を前提とすれば、相手方の適切な行動を信賴することが許容されるためには、行為者の行為が法規及び条理上の行為準則に合致し、社会的相当性を有する限り問題はないとされる。ところが、わが国の判例・学説は、行為者が行為準則たとえば交通法規に

違反する場合であっても信頼の原則が適用される場合があることを肯定してきた。また、信頼の原則の体系的位置づけについては、①事実上の予見可能性と刑法上の注意義務が課される程度の予見可能性とを分けて、信頼の原則は後者を否定するとして位置づける見解、②客観的予見可能性があることを前提として、信頼の原則は結果回避義務を否定するものとして位置づける見解、③客観的予見可能性があることを前提として、信頼の原則は予見義務を否定するものとして位置づける見解がある。しかし、行為無価値論からすれば、信頼の原則が適用される場合は上記いずれの見解からも最終的に構成要件・違法性の段階で過失犯が否定されるのであるから、この争いは論理的整合性の面で意味を持つに過ぎず、実務上あまり違いはないとされる。

#### (5) 適用条件

従来、刑法の学説で認められてきたところによると、以下の場合には信頼の原則は適用されないとされている。<sup>(16)</sup>

- ①相手方が、幼児、老人、酩酊者などの場合。規範を理解する能力がない者や自己保存や他害回避の本能がない者においては、規範を遵守することが通常期待できないからである。
- ②相手方の義務違反的行動についての「具体的兆候」がある場合。過去の義務違反的行動がその後の同様の行動を基礎付ける場合には信頼の原則が適用されない。しかし、行為者の規範遵守的行動に対するインセンティブが失われていないとみられる場合には、なお同原則を適用する余地が残るとされる。
- ③義務違反的行動が頻発している場合。周囲の状況などから、相手方の義

---

(16) 深町・前掲注(8)127頁。

務違反的行動が誘発されやすいといった事情がある場合には、信賴の原則の適用は否定される。

④自己の義務違反的行動が相手方の義務違反的行動を「誘発」した場合。この場合には、行為者の義務違反行為と結果との間に相当因果関係が存在しているからである。

#### (6) 小括

以上のとおり、刑法の領域において、信賴の原則は、交通事故に限定されず、チーム医療や建設事故など、過失が問題となる領域において広く適用されている。最近では、会社など組織内部における監督過失の領域でも適用されている。信賴の原則の正当化根拠と法体系的位置づけについては学説がわかれているが、「許された危険」にその根拠を求める見解が有力であり、また、信賴の原則は、客観的予見可能性もしくは結果回避義務を否定・削減するものとする見解が多いようである。

一方で、同原則の適用条件については、刑法の判例・学説においておよそ見解の一致が見られることがわかった。チーム医療や建設工事はある事業を共同で行う場合といえるが、交通事故の場合にも社会全体でスムーズな車両等の運行体系を構築するための共同事業だと考えることもできる。そうすると、信賴の原則は、ある社会的に不可欠な事業を共同で行う場合の参加者の相互義務と各個人の行動自由とのバランスの問題だといえよう。

### 3. 会社法における信賴の原則

#### (1) 概説

会社法において、取締役会設置会社の取締役は、取締役会の構成メンバーとして、会社の業務執行が適正に行われているか確認し、取締役または従業員による業務執行に問題があればそれを是正しなければならないという

監視・監督義務を負っている。監視義務違反が問題となる場合における信頼の原則は、このように監視義務を負う取締役が、その善管注意義務の履行として、業務執行者（他の取締役、従業員など）の行為をどこまで信頼して良いか、ということにほかならない。

## （２）信頼の原則を適用した判例

### （a）品質管理失敗の事例（石原産業事件）

#### <事実の概要>

土壤環境基準値以上の有害物質を含む土壤埋戻材（フェロシルト）を販売し、三重県の山林等に埋設された土壤埋戻材の回収を余儀なくされたことに関し、会社自体であるX社とその株主とが、同社取締役らに対し、産業廃棄物処理法違反および善管注意義務違反により会社が回収費用相当額の損害を被ったとして損害賠償請求を行った。

#### <判旨>

「フェロシルトの開発、生産、管理、搬出の業務を担当する取締役は、前記……のとおり、四日市工場長及び四日市工場副工場長であったから、フェロシルトの担当取締役ではなく、推進会議本部会構成員でもないその他の取締役は、フェロシルトの開発、生産の業務執行に関する責務を負うものではない。もとより、取締役会を構成するにすぎない取締役といえども、他の取締役を監視する責務自体は免れない。もっとも、X社は、規模が大きく、生産する製品が多岐にわたっていることから、前記……のとおり、製品の品質を確保するためにQMS<sup>(17)</sup>を含む品質マネジメント・システムを

---

(17) 国際基準に準拠する品質管理システムをいう。QMSによれば、新銘柄の開発は、①開発計画書の作成承認、②サンプル試作、③ユーザー評価、④企業化の検討、⑤ユーザー評価、⑥開発完了報告、などのプロセスを経て行われる。



設けることとした。そして、平成13年8月当時のQMSにおいては、品質保証室長が、四日市工場長に対し、四日市工場内における製品の開発、生産、管理、搬出がQMSに沿って実施されているかを報告し、四日市工場長がこれに基づいて品質体制の是正・改善を行うなどによって、製品の開発、生産を担当する取締役の職務執行に対する監視がされることとなっていた。したがって、フェロシルトの開発、生産の担当でもなく、推進会議本部会の構成員でもない取締役は、フェロシルト開発がQMSによって行われていないことを知り得たなど、特に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼すれば足り、基本的に担当取締役が本件新規搬出先への搬出に際し、QMSの手続を履行したかなどの監視義務を負うものではない。<sup>(18)</sup>」]

#### <コメント>

裁判所は、取締役会を構成するにすぎない取締役が他の取締役を監視する責務を免れないことを前提としながらも、フェロシルトの開発・生産の担当ではなく推進会議本部会構成員でもなかった取締役については、品質管理手続について四日市工場長である担当取締役らを信頼することが許されると述べた。そして、管理手続に異常が生じていることが疑われるような特段の事情がない限り、自ら確認するなどの義務を負わないとしたのである。取締役間で業務分担がなされていることは監視義務を否定する理由にはならないが、品質管理システムであるQMSが社内に設けられており、かつ、その運営に特段の問題がなかったことが信頼の原則を肯定する要素とされたのである。

---

(18) 大阪地判平成24年6月29日資料版商事法務342号131頁。

## (b) 資金運用管理失敗の事例（ヤクルト事件）

## ＜事実の概要＞

乳酸菌飲料等の製造販売業を営むP社は、東証一部上場の株式会社であるが、昭和59年から特定金銭信託による余裕資金の運用を開始した。この特金の運用は、会社の業務執行として、取締役Y1の決裁ないし判断に基づいて経理部財務課内の資金運用チームが行っていたが、平成2年以降の株価暴落によって多額の含み損が発生した。そこで平成3年7月、今後の資金運用について経営政策審議会（社長や専務以上の取締役等で構成）は対応策を検討したが、直ちに損切りをせず株式価格の回復をまって徐々に特金の整理・縮小をすること、特金は拡大しないこと、責任者は引き続きY1とすること等を決定した。Y1は、運用益で特金を整理・縮小するためにデリバティブ取引を開始し、テスト的運用が成功したので、徐々に取引を拡大していったが、平成7年の株価暴落に伴い多額の含み損が発生した。そこでP社は、A監査法人の助言に従い、平成7年5月以降のデリバティブ取引について、個別取引報告書等による事後チェックを行うとともに、想定元本額を増大させない、単純な期日延長は行わない等の制約事項を設けた。さらに平成8年6月に社長に就任したY2は、デリバティブ取引から撤退する方向を明示し、同年11月の常務会では、資金運用は2年程度で収束させること、これまで行ってきたものと異なる資金運用については行わないようにすること等を決定した。しかしY1は、平成9年5月以降、損失をカバーするために通貨スワップ取引を頻繁に繰り返すようになった。この取引は、強化された管理体制（監査法人監査、個別報告書による監査室のチェック、想定元本増額禁止等の内容的制約、新規の取引の禁止）の下で業務執行として行われたが、上記常務会決定に違反してY1が決裁実行したものである。その後、平成9年8月以降の株価暴落により含み損が拡大し、資金繰りにも支障が生じたことで、P社は平成10

18(670) 法と政治 69巻4号 (2019年2月)

年3月の取締役会でデリバティブ取引からの完全撤退を決定した。デリバティブ取引によりP社が被った最終損失額は合計約533億円となった。

P社の株主Xらは、取締役Y1のほか、取締役Y2、および監査役Y3に対し、本件デリバティブ取引についてY1が善管注意義務等をしたことによりP社が上記損失を被ったとして、旧商法266条1項5号および267条に基づく損害賠償を求めて株主代表訴訟を提起した。東京高裁は、Y1のみに善管注意義務違反を認め、Y2、Y3については監視義務違反を否定した原審の判断を支持して、次のように述べた。

<判旨>

「Y2は経理担当取締役、Y3は監査役であり、Y1が行っていた本件デリバティブ取引について、事後的なチェックをする職責を負っていたものであるが、上記のように、個別取引報告書の作成や調査検討を行う下部組織等（資金運用チーム・監査室等）が適正に職務を遂行していることを前提として、監査室等から特段の意見がない場合はこれを信頼して、個別取引報告書に明らかに異常な取引がないか否かを調査、確認すれば足りたといふべきである。ところが、Y1の想定元本の限度額規制の潜脱は、隠れレバレッジなどのレバレッジを掛けて、表面上想定元本の限度額規制を遵守したかのように装って、実質的にこれを潜脱するという手法で行われたものであり、監査室からも、本件監査法人からも特段の指摘がなかったのであるから（なお、そこからあがってくる報告に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情があったとは認め難い。）、金融取引の専門家でもないY2やY3がこれを発見できなかったとしてもやむを得ないといふべきで、Y1の想定元本の限度額規制違反を<sup>(19)</sup>発見できなかったことをもって善管注意義務違反があったとはいえない。」

---

(19) 東京高判平成20年5月21日判タ1281号274頁。

### <コメント>

裁判所は、取締役 Y2・監査役 Y3 は本件デリバティブ取引について監督する職責を負っているとしつつも、P社においては本件デリバティブ取引に関して担当する資金運用チーム・監査室等が設けられており、取締役・監査役は金融取引の専門家ではないから、個別取引報告書に明らかな異常な取引がないかどうか確認しておけば足りるとした。そして、監査室や監査法人から特段の意見が伝達されない限り、Y1のデリバティブ取引が常務会決定に従ってなされていることを彼らは信頼することができる、と述べたのである。

### (3) 信頼の原則の正当化根拠

以上の判例から明らかなように、会社法における信頼の原則は、社内に一定の分業体制が構築されている場合において、監視義務を負う取締役が業務執行取締役または従業員を疑うべき事情がない場合に機能するものである。では、なぜこのような原則が正当化されるのであろうか。会社法分野においては、一般的に、取締役に対し会社のすべての業務執行について自ら具体的な実施状況の確認をなすべきことを要求するのは非現実的であるから他者に信頼をせざるを得ないといわれる。しかし、現実的必要性を強調するだけでは本質の説明にはなっていない。とくに、監視義務と信頼の原則の衝突をどのように考えれば良いのか、問題である。この点で、刑法の議論は有益な示唆を提供してくれる。

刑法の議論においては、報奨説・制裁説やクリーンハンズの原則による説がみられたが、これらの説は倫理的色彩の強い法規範の遵守を促進するという観点が強くでており、基本的に任意規定である民事法の領域にはなじまないとされる。また、自己答責性説についても、とくに会社法の場合には、社会的実態を無視して監視対象である取締役・従業員に強い法遵

20(672) 法と政治 69巻4号 (2019年2月)

守行動を期待することは妥当でない。また、信頼の原則を相当因果関係のみの問題として理解することにも躊躇を覚えるところである。

そうすると、会社法の領域においても、やはり「許された危険」の考え方が最も有力な正当化根拠になりうると考えられる。すなわち、企業活動は、つねに株主の利益や社会的利益を侵害する危険をともなうものであるが、その一方で、株主の利益を拡大し、社会的にも有用性の認められるものであるから、損害が発生した場合にも一定の範囲で許容するという考え方をとるのである。損害発生危険性の完全な排除よりも、企業活動の維持を優先するのである。<sup>(20)</sup>

業務執行を行う取締役や従業員が適切な行動をとることを信頼するのが相当な場合には、たとえそれらの者の任務懈怠により損害の結果が生じても、それに対して善管注意義務違反の責任を負わなくてもよいとするのが信頼の原則である。この原理は、業務執行者のあらゆる任務懈怠に対処するだけの高度な結果回避措置を要求するのは不合理であるとし、一定の範囲で結果回避義務を軽減する手段としたのである。会社法における信頼の原則は、上記のような許された危険の考え方により、十分に正当化されうると考える。

ただし、刑法と民事法の違いに注意する必要がある。<sup>(21)</sup> 刑法では被告人は有罪か無罪かであり、したがって過失の有無は謙抑的に判断されなければならない。信頼の原則がはたらくべき余地が大きいといえる。これに対して、会社法など民事法の場合は、金銭賠償責任の問題であるうえ、善管注

---

(20) 許容される危険の範囲の決定について、功利主義的な衡量アプローチと社会的行動準則アプローチとがあり得るが、筆者は後者のアプローチが妥当だと考える。

(21) 横田裕美「信頼の原則の民事上の適用に関する一考察」学習院大学大学院法学研究科法学論集(3)(1995)217-232頁。

意義務違反があると判断されても過失相殺などにより損害を減額される可能性が存在する。したがって、信頼の原則による結果回避義務水準の引下げ効果はあまり大きくないものと考えられる<sup>(22)</sup>。実際に、民法学説の中には、民事法における信頼の原則の意義を否定する見解もみられる<sup>(23)</sup>。

#### (4) 法体系的位置づけ

会社法における信頼の原則を善管注意義務違反または過失を否定する法理としてとらえる場合、その法的位置づけはどのように考えるべきであろうか。刑法の議論では、信頼の原則の法的位置づけについて、予見可能性の基準をとらえる考え方と、結果回避義務の基準をとらえる考え方があった。会社法においても、信頼の原則が認められる場合に、そもそも予見可能性がないとして結果回避義務を否定するか、あるいは、予見可能性はあるが結果回避義務がないと構成するかが問題となりうる。しかし、体系的思考を重視する刑法とは異なり、民事法の場合にはさほど深刻な議論にはなり得ない。いずれにしても、善管注意義務違反が否定されるからである。一般に民法の判例において注意義務違反は基準行為からの逸脱であるとされており、客観的な結果回避義務を中心に考えられている。したがって、取締役に予見可能性があったとしても、信頼の原則があるために結果回避義務が生じないと考えることを基本とすべきであろう。

ところで、「信頼」の意味するところに注意する必要がある。誤解されがちであるが、法律的に意味のある「信頼」とは社内組織や人事や内部統

---

(22) その他、報道の自由に基づく「編集権の独立」という憲法上の要請が取締役の結果回避義務の内容決定に影響したと思われる事案として、大阪高判平成14年11月21日民集59巻9号2488頁（新潮社フォーカス事件）がある。

(23) 潮見佳男・不法行為法I [第2版] (2009) 327頁注169, 170を参照。

制システムを構築するにあたり注意の限界として客観的に認められるべきものであり、仲間をよく知っており依拠できるというような主観的なものではない。したがって、会社の規模が大きくなり内部組織が高度に分化すれば内部統制システムの必要性も高くなるし、それに伴って信頼の原則が適用される余地も増えてくる。これに対して、内部統制システムが不要な小規模会社においては、取締役は自分の目で監視ができるので、信頼の原則による免責を得られるケースは少なくなるであろう。どこまで内部統制を充実させるかは、まさにどこまで他者を信頼できるかによって定まる。信頼の原則は内部統制システムの限界を画するものである。

このように、信頼の原則は、結果の発生が予見可能であるにもかかわらず、取締役の結果回避義務を否定または軽減するものである。なぜなら、会社の業務執行という社会的に不可欠な共同作業を成り立たせるためには、協力者において他者の管轄領域への尊重と自分の業務への集中が必要であり、それを可能とするための行為準則が形成・維持されなければならないからである。そうすると、潜在的リスクについての予見可能性がある場合に、内部統制システムをどれだけの水準で構築しておくかという問題も社会的行為準則により決まるものであるから、結局、両者は同じルールを表裏であるといえる。

なお、監視義務と善管注意義務とを同視する一般的な考え方に立てば、<sup>(25)</sup>信頼の原則は善管注意義務違反を否定する方向に働くものであるから、監視義務と信頼の原則は衝突する概念ということになる。しかし、監視義務と善管注意義務とは区別すべきだと思われる。すなわち、監視義務違反は不作為によるものであるから、義務を負うべき者の範囲を策定するための概念が必要である。これが監視義務であって、取締役は取締役会の構成員

(24) 伊勢田道仁・内部統制と会社役員の法的責任（2018）121頁を参照。

(25) たとえば、三浦治・基本テキスト会社法（2016）91頁。

としての地位（取締役会非設置会社についても同様の地位）に基づいて業務執行者を監視すべき職責を負うのである。<sup>(26)</sup>善管注意義務は、その職責を行うにあたり果たすべき程度を決めるものである。このように監視義務と善管注意義務を区別するならば、監視義務を負う地位にある取締役の不作為について、善管注意義務違反または過失の枠組み（予見可能性+結果回避義務違反）に基づいた審査をすることになる。信頼の原則により善管注意義務違反または過失が否定されたとしても、取締役が監視義務を負うこと自体が否定されるわけではない。

#### （５）適用の前提条件

以上から明らかなとおり、他者に善意で信頼したことは、善管注意義務の履行を認定するにあたり肯定的に考慮されるべき要素に過ぎず、それ自体が完全かつ絶対的な抗弁となるものではない。会社業務の権限の委譲がなされている場合には、取締役は、その権限を委譲した者の活動に関する情報を常に収集し、これを維持すべき義務があると思われる。これに反して、取締役が、権限の委譲を受けた者を無批判に信頼したに過ぎないときは、信頼の原則はその基礎を失うのである。要するに、業務執行者を信頼したことが相当であると認められるためにどのような客観的条件が必要かという問題である。

監視義務を負う取締役の具体的な結果回避義務の内容は、以下のとおりである。

まず、信頼の原則が認められるための基礎ないし前提としては、少なく

---

(26) 監視義務は、刑法上の作為義務に相当するものと考えられる。作為義務とは不作為犯の処罰範囲を限定するもので、たとえば、溺れた者を救助すべき義務がある者（保証者的地位にある者）のみ不作為による殺人罪が成立するとされる。井田良・講義刑法学・総論〔第2版〕(2018) 156頁。



とも、株主総会、取締役会、監査役等の株式会社の諸機関が法の趣旨に従った監視機能を十分に発揮できるような組織と権限分担が整っていること、業務執行取締役や業務担当者として適正な者を選任しこれに対し十分な監督をすることが必要である。小規模な会社の場合、通常はこれで十分であろう。たとえば、保健所から食品衛生法に違反する違法な牛乳の再利用は許されないとの指導を受け、代表取締役Yは、出荷された牛乳の再利用を廃止するよう従業員である部長Aに命じたが、Aがこれに従わず無断で牛乳の再利用を続けた結果、集団食中毒事件が発生し会社に多額の損害が発生した事案で、代表取締役Yの部長Aに対する監督義務違反について名古屋高等裁判所金沢支部は次のように述べている。

「(部長Aの) 本件再利用を行かせた行為は、本件会社の上記方針に明確に反するものであって、まことに異例のことといわなければならない。そうすると、Yにおいて、Aから本件回収牛乳の報告を受けた際、その言動等から本件回収牛乳の再利用をしようとしていることを窺うことができたなどの特段の事情のない限りは、Aが本件再利用をすることを事前に予見することは困難であった……から、Yについて、Aに対して本件回収牛乳の再利用をしないよう指示し、監督すべき注意義務があったものと認めることはできない。」<sup>(27)</sup>

つぎに、中規模以上の会社の場合には、上記に加えて、業務執行に関する内部的な監視システム（内部統制システム）が確立されていることが求められる。会社内部の権限分担が適切に行われ、業務執行担当者の適切な選任と監督がなされ、さらに適正な内部統制システムが存在しており、その実効性を疑うような特段の状況が存在しない場合には、権限が委譲された者の誠実性に対する信頼は保護され、結果として、業務執行者または従

---

(27) 名古屋高判（金沢支部）平成17年5月18日判時1898号130頁。

業員による違法行為を発見できなかったとしても、取締役は責任を免れることができるかと解すべきである。とりわけ、監視の対象となる業務が専門的知識や経験を有することが求められるような領域に属するときは、会社役員としては、その領域を扱うため適切な担当者や担当部署の選定に相当の注意を尽くしてさえいれば、信頼の原則が認められることになるだろう。たとえば、前出の石原産業事件では、「X社は、規模が大きく、生産する製品が多岐にわたっていることから、前記……のとおり、製品の品質を確保するためにQMSを含む品質マネジメント・システムを設けることとした。そして、平成13年8月当時のQMSにおいては、品質保証室長が、四日市工場長に対し、四日市工場内における製品の開発、生産、管理、搬出がQMSに沿って実施されているかを報告し、四日市工場長がこれに基づいて品質体制の是正・改善を行うなどによって、製品の開発、生産を担当する取締役の職務執行に対する監視がされることとなっていた。」このように、内部的な製品の品質マネジメント・システムが構築されており、取締役はそれを信頼できたことが認定されている。また、前出のヤクルト事件では、デリバティブ取引による多額の含み損が出た後、強化された管理体制を構築し、監査法人による監査、個別報告書による監査室のチェック、想定元本増額禁止等の内容的制約、新規の取引の禁止が行われており、これらに従って取引が行われることが信頼できる状況であった。

一方、信頼の原則が適用されない特段の事情としては、業務執行者の義務違反的行動についての「具体的兆候」がある場合、業務執行者の義務違反的行動が頻発している場合、などが考えられる。このような場合には、監視義務のある取締役に対しては、その結果回避義務の内容として、合理的な調査を行い、損害回避または拡大防止のために必要な措置をとることが求められるのである。たとえば、小規模会社の事例であるが、破産申立後に代金支払いの見込みなく行った代表取締役の商品仕入れについて取締

役の監視義務違反が問われた事例では、特段の事情があるとして、以下のとおり信頼の原則が否定されている。

「A社のように取締役会が全く開催されていない状況であれば、そのような不正常的な状態自体も改善すべき職責があるというべきであるし、また、自社ビルを売却した後も赤字を生じているというような経営不振の状況では、代表取締役が適正な活動を行うであろうと安易に信頼することは許されず、少なくとも決算書類程度は確認した上で、必要な場合は、さらに、日常の業務運営に伴う取引状況をも精査してその内容を把握し、場合によっては取締役会を開いて代表取締役を解任することも含めて適切な措置を講じる必要があるというべきである。<sup>(28)</sup>」

#### (6) 小括

以上に述べてきたことをまとめておく。

監視義務違反が問題となる場合における信頼の原則は、監視義務を負う取締役が、その善管注意義務の履行として、業務執行者（他の取締役、従業員など）の行為をどこまで信頼して良いか、ということにほかならない。信頼の原則の正当化根拠としては、会社法の場合にも、「許された危険」の考え方が妥当する。この原理は、企業活動の維持を根拠として、取締役に対し業務執行者のあらゆる任務懈怠に対処するだけの高度な結果回避措置を要求するのは不合理であるとし、一定の範囲で結果回避義務を軽減する手段としたのである。ただし、刑法の場合に比べて、信頼の原則が働く余地は小さい。

つぎに、信頼の原則は、監視義務のある取締役の結果回避義務の具体的内容を決定するにあたり適用されると考えられ、それは監視における内部

---

(28) 福岡高判（宮崎支部）平成11年5月14日判タ1026号254頁。

統制システムの限界を画する法理である。ここまでシステムを整備しておけば、あとは業務執行者を信頼しても良いという水準を決めるものである。すなわち、取締役に予見可能性があったとしても、信頼の原則があるために、結果回避義務が生じない場合がありうる。

さらに、適用の前提条件としては、①株主総会、取締役会、監査役等の株式会社の諸機関が法の趣旨に従った監視機能を十分に発揮できるような組織と権限分担が整っていること、②業務執行取締役や業務担当者として適正な者を選任したこと、③業務執行者の監督のため（平常時の）内部統制システムが確立されていること、が取締役・監査役の信頼の原則が認められるための前提条件となる。これに対して、業務執行者の義務違反的行動についての「具体的兆候」がある場合、業務執行者の義務違反的行動が頻発している場合、などの特段の事情がある場合には、信頼の原則は適用されない。この場合には、監視義務を負う取締役は、その結果回避義務の内容として、合理的な調査を行い、損害回避または拡大防止のために必要な措置をとることが求められる。

#### 4. お わ り に

本稿では、会社法における信頼の原則の意義は、経営判断の誤りが問題となる場合と監視義務違反が問題となる場合とでかなり異なっているのではないかという認識に基づき、後者の場合に焦点を当てて検討した。とくに、信頼の原則と内部統制システムとの関連性を中心に、関連する諸概念の整理を試みた。その結果、監視義務違反が問題となる場合において、信頼の原則という独自の法理を過度に強調する理由は見当たらないように思われる。それは、取締役の客観的な行為準則の決定に役立つものではあるが、要するに善管注意義務違反の有無を審査するにあたっては信頼の相当性を考慮すべきであるという判断指針にすぎない。

最後に、本稿では刑法の議論を参考にさせて頂いたが、門外漢のため、その理解には思わぬ見落としがあるかも知れない。忌憚のないご指摘を頂戴できれば幸いである。

論

説

## The Reliance Doctrine in the context of Corporate Director's Duty to Oversee

Michihito ISEDA

As it is unrealistic to require directors to confirm the actual implementation status of all the company's business operations themselves, naturally, directors' trust in other directors and employees must be legally recognized. Such a way of thinking is called the reliance doctrine or the director's right of reliance. It is a legal principle that has been considered practically in the scrutiny of the violation of duty of care of a director. In this paper, based on the recognition that the significance of the reliance doctrine in the Company Law differs considerably between the case where the error of business judgment becomes a problem and the case where the violation of monitoring obligation becomes a problem, in the latter case I focused and discussed it here.

After reviewing the basis of the reliance doctrine in the criminal law and the scope of its application, I examined the reliance doctrine in the Company Law, using the case and theory of our country as a material. In particular, I attempted to organize related concepts centering on the relationship between the reliance doctrine and the internal control system. As a result, it seems that there is no reason to over-emphasize the reliance doctrine in case that the monitoring obligation violation becomes a problem. Although it is useful for determining the objective action rules of directors, it is simply a guiding criterion that judging the adequacy of their reliance should be taken into consideration when judging the violation of duty of due care of a prudent director.